



発行 新潟県
 号外 1
 平成28年6月16日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 39 参議院新潟県選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間（選挙管理委員会）
- 40 参議院新潟県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間（選挙管理委員会）
- 41 参議院新潟県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

平成28年7月10日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成28年6月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 平成28年6月21日
（ただし、年齢については、平成28年7月10日とする。）
- 2 登 録 日 平成28年6月21日
- 3 縦 覧 期 間 平成28年6月22日

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

平成28年7月10日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成28年6月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

縦 覧 期 間 平成28年6月22日

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

平成28年7月10日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成28年6月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成28年6月22日